

議会議案第 2 号

心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 24 日

加賀市議会議長 田 中 金 利 様

提 出 者

加賀市議会議員	今 津 和喜夫	加賀市議会議員	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	高 辻 伸 行
〃	中 川 敬 雄	〃	山 口 忠 志
〃	南 出 貞 子	〃	岩 村 正 秀
〃	上 田 朋 和	〃	林 茂 信
〃	辰 川 志 郎	〃	林 俊 昭
〃	稲 垣 清 也	〃	新 後 由紀子
〃	中 谷 喜 英	〃	川 下 勉

心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書

すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障がい者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

こうした中、全国の自治体では、重度心身障がい者を対象とした心身障がい者医療費助成制度を実施しているが、医療費助成制度は各自治体の単独事業であることから、厳しい財政状況のもと、その対象や内容には自治体間格差が生じている。また、支給方法も窓口での負担のない現物給付と助成申請の手続きを要する償還払いに分かれており、とりわけ償還払いは一旦治療費を支払う経済的負担に加え、障がい者の中には手続きが困難な方も多く、大きな負担となっている。

こうした状況にもかかわらず、償還払いを行う自治体があるのは、現物給付による医療費助成を行う自治体に対して、国が国民健康保険の国庫負担減額調整措置を講じていることにも要因があり、当該措置は直ちに廃止すべきである。

そもそも、心身障がい者医療費助成制度について、自治体の財政力等により格差を生むことは望ましくなく、本来医療保険制度を担う国が全国一律に実施すべきである。

よって、国におかれては、障がいのある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 3 号

持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 24 日

加賀市議会議長 田 中 金 利 様

提 出 者

加賀市議会議員	今 津 和喜夫	加賀市議会議員	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	高 辻 伸 行
〃	中 川 敬 雄	〃	山 口 忠 志
〃	南 出 貞 子	〃	岩 村 正 秀
〃	上 田 朋 和	〃	林 茂 信
〃	辰 川 志 郎	〃	林 俊 昭
〃	稲 垣 清 也	〃	新 後 由紀子
〃	中 谷 喜 英	〃	川 下 勉

持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生 100 年時代を、国民一人ひとりが生涯を通じて健やかに過ごしていくためには、住み慣れた地域で、安心して医療や介護を受けることができる社会の実現が求められる。

それには、地域に根ざした医療提供体制の構築が重要であり、とりわけ、かかりつけ医機能の拡充により地域包括ケアシステムを確立・強化し、医療が診断・治療のみならず予防と健康づくりに大きな役割を果たすことにより、健康寿命の延伸と社会保障の支え手の増加が期待できる。

また、過不足のない医療・介護を将来にわたり国民に提供し続けていくためには、その担い手である医療従事者や医療機関の確保が不可欠であり、そのための十分な支援が必要となる。こうした取組により、国民皆保険制度とかかりつけ医中心の医療提供体制が一体となった我が国の保険医療システムを、長寿社会における医療モデルとして確立することが、国民に将来の安心を約束することにつながる。

よって、国におかれては、このような持続可能な医療・介護制度の確立に向けて、適切な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 4 号

地球温暖化対策の加速度的な推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 24 日

加賀市議会議長 田 中 金 利 様

提 出 者

加賀市議会議員	稲 垣 清 也	加賀市議会議員	高 辻 伸 行
〃	東 野 真 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	今 津 和喜夫
〃	南 出 貞 子	〃	岩 村 正 秀
〃	上 田 朋 和	〃	林 茂 信
〃	辰 川 志 郎	〃	林 俊 昭
〃	中 谷 喜 英	〃	新 後 由紀子
〃	林 直 史	〃	川 下 勉

地球温暖化対策の加速度的な推進を求める意見書

国の地球温暖化対策については、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の目標達成のため、中長期計画として、2030年度までにCO₂排出量を2013年度比26%削減、2050年までに80%削減などを目標として定め、革新的技術の開発を通じた環境と成長の好循環の実現に向けた取組が進められている。

しかしながら、昨年の令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風は、全国で記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、全国各地で甚大な被害が発生したところである。また、世界を見ても、熱波、干ばつ、洪水、海面上昇などが頻発し、多くの被害が出ており、その要因は地球温暖化などの気候変動の影響と言われている。

今後も、このような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されており、気候は今まさに非常事態に直面していると言える。

こうした中、石川県でも、「いしかわ版環境ISO」など独自の取組を進めるとともに、エコ住宅設備への助成やクールシェアの取組などを行い、県民や事業者と一体となって地球温暖化防止を推進しているものの、地球温暖化対策は、我が国全体、更には地球規模で取り組まなければならない問題であり、国内における国のリーダーシップに加え、国際社会で我が国が主導的な役割を果たしていくことが極めて重要である。

よって、国におかれては、近年の気候変動を日本、さらには地球規模の非常事態であるとの認識に立ち、地球温暖化対策を充実、強化し、加速度的に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 5 号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 24 日

加賀市議会議長 田 中 金 利 様

提 出 者

加賀市議会議員	林	直	史	加賀市議会議員	高	辻	伸	行		
〃	東	野	真	樹	〃	山	口	忠	志	
〃	中	川	敬	雄	〃	今	津	和	喜	夫
〃	南	出	貞	子	〃	岩	村	正	秀	
〃	上	田	朋	和	〃	林	茂	信		
〃	辰	川	志	郎	〃	林	俊	昭		
〃	稲	垣	清	也	〃	新	後	由	紀	子
〃	中	谷	喜	英	〃	川	下	勉		

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年、青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40歳～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保すること。さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。